

事 務 連 絡  
平成29年 3月 7日

事 業 主 様

大阪機械工具商健康保険組合

60歳以降の退職後継続再雇用される方の被保険者資格の  
手続きに伴う被扶養者届について（お願い）

平素は、健康保険組合の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記につきましては、60歳以上の方で、退職後継続して再雇用される方については、使用関係が一旦中断されたものと見なし、「被保険者資格喪失届」及び「被保険者資格取得届」を同時に提出いただいているところです。

また、この手続きに伴い、扶養者がおられる場合で、引き続き認定が必要なときは「被扶養者届」を同時に提出していただき、再度認定基準を満たしているかどうかの確認を行っているところですが、今般、被扶養者認定の際の添付書類の不備等（添付なし）が見受けられます。被保険者の退職後継続再雇用と同様、被扶養者につきましても使用関係が一旦中断されたものと見なしますので、再雇用の扶養認定の際も通常の扶養認定と同様の添付書類[扶養控除等(異動)申告書、年金等ある場合は年金改定通知書等]の添付をお願いいたします。